

改正

平成21年6月15日告示第98号

令和4年3月31日告示第36号

竜王町有料広告掲載の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、竜王町（以下「町」という。）の財政の安定化および地域経済の活性化を図るため、町の公共物等に掲載する有料広告（以下「広告」という。）の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の対象)

第2条 広告の掲載ができる公共物等は、次に掲げるものとする。

- (1) 町が発行する広報
- (2) 町のホームページ

(広告の範囲)

第3条 掲載できる広告は、町の公共物等としての品位、公共性および公益性を妨げないものであって、町民に不利益を与えない中立性のあるものとし、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令、条例もしくは規則に違反し、または抵触するおそれのあるもの
- (2) 公の秩序および善良な風俗に反し、または反するおそれのあるもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告、個人的宣伝、人材募集、その他これに類するもの
- (4) 町が広告の対象となるものを推奨しているかのような誤解を与える表現のもの
- (5) 誇大表示、不当表示、その他表現方法等が不適切なもの
- (6) その他、前条に定める公共物等に掲載する広告として、町長が適当でないとするもの

(広告掲載の募集)

第4条 広告掲載の募集は、広報りゅうおうおよび竜王町ホームページにより行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第5条 広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、広告掲載申込書（別記様式第1号または第2号）に掲載しようとする広告の原稿を添えて、町長に提出しなければならない。

2 前項による申込みの際は、町長は必要に応じて業務内容が分かる書類等の提出を求めることが

できる。

(広告掲載の決定)

第6条 町長は、前条の申込書を受理したときは、申込期間終了後、速やかに掲載の可否を決定し、広告掲載可否決定通知書（別記様式第3号または第4号）により申込者に通知しなければならない。

2 公共物等に掲載する広告の優先順位は、次のとおりとする。

- (1) 年間を通じて掲載回数が多いもの
- (2) 国、地方公共団体、公社、公団、公益法人およびそれに類するもの
- (3) 私企業および自営業で、町内に事業所などを有するもの
- (4) その他、掲載する広告として妥当であると町長が認めるもの

3 前項により優先順位を付けることが困難な場合は、抽選により決定する。

4 町長は、広告案を審査した場合において、必要があると認めるときは、申込者に修正を求めることができる。

(広告掲載料等)

第7条 広告掲載料等は、次のとおりとする。

種類	規格等		広告掲載料	
広報りゅうおう	大きさ	1 枠当たり縦 45ミリメートル、横90ミリメートル	年間（連続した1年）	10万円
	色	スミ1色	1月	1万5千円
竜王町ホームページ	大きさ	バナー広告1 枠当たり縦50 ピクセル、横 130ピクセル	年間（連続した1年）	20万円
	画像形式	G I F形式、J P E G形式ま たはP N G形 式	1月	2万円

(広告掲載料の納入)

第8条 第6条第1項の規定により広告掲載を許された者（以下「広告主」という。）は、別に指定する期日までに広告掲載料を全額納入しなければならない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

(広告掲載の取消し)

第9条 町長は、次の場合は広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料を納入しなかった場合
- (2) 広告主または広告内容を不相当と判断した場合

(広告主の責任)

第10条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

(広告掲載料金の返還)

第11条 広告掲載料は、返還しない。ただし、広告主の責に帰さない理由により広告を掲載できなくなったときは、この限りでない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が定める。

付 則

この告示は、平成20年2月1日から施行する。

付 則 (平成21年6月15日告示第98号)

この告示は、平成21年6月15日から施行する。

付 則 (令和4年3月31日告示第36号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。